「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」広報業務委託 企画提案募集要項

1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」広報業務
- (2) 業務内容 別紙「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」広報業務委託 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月28日(金)まで
- (4) 見積限度額 3,800,00円(消費税及び地方消費税相当額を 含む。)

2 応募資格

以下の要件を全て満たす団体又は法人であること(個人は不可)。

- (1) 千葉県内又は近隣都県に事務所があり、緊急時に迅速かつ適切な対応が とれる体制を有すること。
- (2) 事業実施に当たり、必要な人員体制が整備されていること。
- (3) 財務状況が健全であり、年間を通じて安定した事業運営が可能なこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む。)又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) 選定審査会の開催時に、千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に登載 されていること。
- (7) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者 及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受け ている日が含まれないこと。
- (8) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札 参加者指名停止等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止 及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加 除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に 該当しない者であること。
- (10) 本企画提案を審査する委員会の委員でないこと。また、当該委員が自ら 主宰し、役員、顧問、若しくは構成員として関係する法人及びその他の 組織に所属する者ではないこと。

- 3 応募期限及び方法
 - (1) 応募期限 令和6年7月29日(月) 午後5時(必着)
 - (2) 応募方法 持参又は郵送
 - ・持参の場合は、上記期限(土・日・祝日を除く。)の 午前9時から午後5時までに来庁すること。
 - ・郵送の場合は、電話で一報の上、特定記録など記録が 残る方法をとること。

4 応募書類

- (1) 様 式 A4縦・横書き・片面
- (2) 提出部数 正本1部、副本(コピー可) 8部
- (3) 提出書類 以下記号順に並べ、ア〜カのほかに参考資料等を添付する 場合は、関連する書類の直後に付けること。
- ア 企画提案書(様式第1号)
- イ 団体概要(様式第2号)
 - ・契約受注実績については、概ね5年以内のものとする。
- ウ 企画提案概要説明書(任意様式)
 - ・実施スケジュール ※業務の全工程を記載し、実現可能なスケジュールで組むこと。
 - ・冊子・動画の企画概要
 - 冊子の台割、各ページ(全12ページ)の構成、表紙のデザイン
 - 動画の構成(タイトルや各シーンのイメージ画像等を付すこと。)
 - ・独自の提案事項(本業務の効果を向上させる独自の取組について、納品物の広報の手法(キャッチコピー等)などについて、具体策を挙げ、提案する。)
- 工 経費見積書(任意様式)

本委託業務に関する全ての費用を算定・計上すること。

- ・税込み金額を記載すること。
- ・積算内訳については、全ての経費について項目別に詳細に記載すること。
- 才 業務実施体制(任意様式)
 - ・業務に関わる実施体制を漏れなく記載すること。
- カ 直近2事業年度の事業報告書、決算書(写し(コピー)でも可)
- (4) 提案にあたっての留意事項

提案内容は、独自提案を含め、採用された場合に受託者が責任をもって 実現できるものであること。

5 質問の受付

本募集要項に関する質問は、電子メール又はFAXで受け付ける。ただし、 応募状況や審査員に関する事項等、公正な選考を妨げる内容は受け付けない。 回答は、直接質問者に対し電子メール等で行うほか、質問及び回答をホーム ページで公表する場合がある。

- (1) 受付期限 令和6年7月15日(月) 午後5時
- (2) 提出方法 件名を、『「千葉県男女共同参画推進事業所表彰」広報業務 委託に係る質問』とし、様式第3号により、下記10宛てに 送付すること。なお、送付後、電話で一報を入れること。

6 審査・選定

(1) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングによる審査とし、審査会 において最優秀提案者と選定された1団体を委託先候補者とする。

(2) 審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に審査する。

- ① 事業計画
 - ・業務の遂行に当たり、実現可能なスケジュール及び内容となっており、 工程及び作業内容が明確に示されているか。
 - ・所要経費・積算根拠が明確で、見積書の費用構成、企画内容と見積金額 が妥当か。
- ② 事業実施体制
 - ・業務遂行に必要な人員が確保され、迅速かつ柔軟に対応できる体制と なっているか。
 - ・業務を円滑に遂行するための実績は十分に備えているか。また、類似 業務の経験があるか(経験がない場合は、確実な運営を裏付ける提案が あるか。)。
- ③ 企画提案内容
 - ・仕様書で示した事業の目的及び業務内容を十分に理解した企画提案に なっているか。
 - ・冊子について、表紙がピックアップされやすくなるような工夫がなされているか。また、冊子を読んだ県内事業所の経営者等が参考にしやすいような工夫がなされているか。
 - ・動画について、テロップなどにより情報を適切に取り入れられる構成となっているか。また、視聴した県内事業所の経営者等が参考にしやすいような工夫がなされているか。
 - ・事業の効果を高める独自提案があるか。【加算ポイント】

(3) 審査会

選考委員会は令和6年8月上旬に実施する予定であり、詳細については 企画提案者に別途通知する。

(4) 審査結果

応募者全員に郵送で通知する。また、最優秀提案者(委託先候補者)については、審査会終了後、担当者から電話で連絡する。

7 応募の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、応募は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限内及び提出先に提出書類を提出しないとき。
- (3) 2つ以上の提案をしたとき。
- (4) 自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して、談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額に誤脱や判読しがたい数字、予定価格を超えた数字が記載されているとき又は、金額を訂正した見積りをしたとき。
- (7) 審査会に欠席したとき。
- (8) (1)~(7)の他、提出書類や審査会でのヒアリング等で重大な不備等が 発覚し、県が無効にすべきと判断したとき。

8 委託契約

審査会において選定した委託先候補者と業務内容及び契約条件について 協議、合意したのち委託契約を締結する。

なお、委託先候補者と協議が整わない場合は、審査会において次に評価の 高い応募者と協議を開始する。

- (1) 契約期間 上記1(3)の委託期間に同じ
- (2) 契約にあたっての主な留意事項
 - ア 契約書を2通作成し、各1通を保有する。
 - イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。
 - ウ 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。(別添仕様書は、業務の大要を示すものであり、最終的な業務 委託仕様書については、受託者決定後、協議の上、県が作成する。)
 - エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入 すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
 - オ 業務の全部または一部について、県の承諾なしに他者に再委託する ことはできない。

(3) 委託料の支払い

ア 委託料の上限は、上記1(4)の見積限度額と同額である。

イ 委託料の支払いについては、原則として精算払いとする。

9 留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類について、必要に応じて聞き取りを行う。
- (4) 提出された書類は、千葉県情報公開条例 (平成12年千葉県条例 第65号) に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類は、必要に応じて複写する。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 問合せ・応募書類提出先

千葉県総合企画部 多様性社会推進課 男女共同参画室

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (本庁舎9階)

電話: 043-223-2379 FAX: 043-222-0904

E-mail: kyodo2@mz.pref.chiba.lg.jp